

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の細部取扱い

平成27年2月26日付け達9号で改正された「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（以下「認定要領」という。）の細部取扱いは、次によるものとする。

1. 認定要領第3関係（基準適用除外の認定を申請することができる自動車）

基準適用除外できる条項は、別紙1の「移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表」によるものとする。

2. 認定要領第5関係（申請書及び添付資料）

- (1) 別表添付資料一覧表中、「車両外観図」については、外観4面図（平面、側面、前面、後面）とし、車両諸元が確認できるものとする。
- (2) 別表添付資料一覧表中、「使用者の事業内容」については、基準適用除外申請書の「5認定を必要とする理由」の欄に「事業の種類」の全てを書き加えることにより、添付資料に代えることができる。
- (3) 別表添付資料一覧表中、「主な運行経路図」については、起終点停留所及び途中停留所が記載された「運行系統略図」でさしつかえないものとする。
- (4) 認定要領第3第2号の自動車であって、複数の運行系統を運行する自動車は、前号の規定にかかわらず、起終点及び主たる経過地を記載した「運行系統一覧表」を添付することにより、「主な運行経路図」を省略することができる。
- (5) 別表添付資料一覧表中、「走行が困難である当該箇所を示した資料」については、基準適合自動車が走行できないことを明確に確認できる道路図面、写真、道路勾配等の資料又は走行実験結果の資料等とする。
- (6) 別表添付資料一覧表中、「初度検査年等を示した資料」については、自動車検査証又はまっ消登録証明書の写しとする。
ただし、平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等がその事業の用に供した自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するものは、自動車検査証又はまっ消登録証明書の写し及び当該契約書の写しとする。
- (7) 第3項中、「複数の類似する自動車」とは、車名及び型式が同一で、かつ、基準適用除外の認定の条項が同じ自動車をいう。
- (8) 第4項中、「当該変更内容の資料」とは、変更の事実が確認できる資料とする。

3. 経路の変更による申請の取り扱い

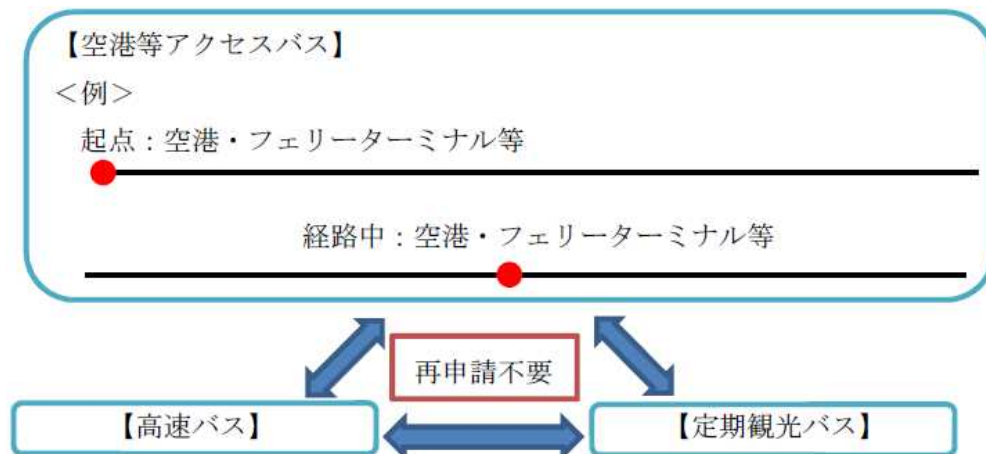
移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車の運行経路に変更があった場合について、以下により取り扱うこととする。

- (1) 認定要領第3第2号に規定される自動車について、認定要領第3第2号に定める自動車として使用する限りにおいて、経路変更および路線追加については再度の申請を不要とする。

- (2) 地形上の理由により適用除外認定を受けた自動車について、経路以外の変更は含まず、かつ、変更後の経路が、適用除外の理由となった地形の区間を含む限りにおいて、当該区間を除く経路の経路変更および路線追加については再度の申請を不要とする。
- (3) 認定要領第3第3号から第5号までに規定される自動車について、経路変更および路線追加については再度の申請を不要とする。

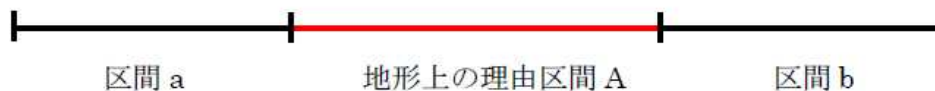
経路の変更による申請の取扱い例

(例1) 認定要領第3第2号に規定される自動車



(例2) 地形上の理由により適用除外認定を受けた自動車

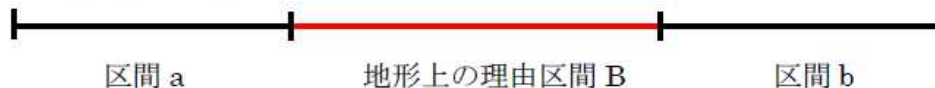
○変更前経路



○変更後経路① 【変更申請不要】



○変更後経路② 【変更申請要】



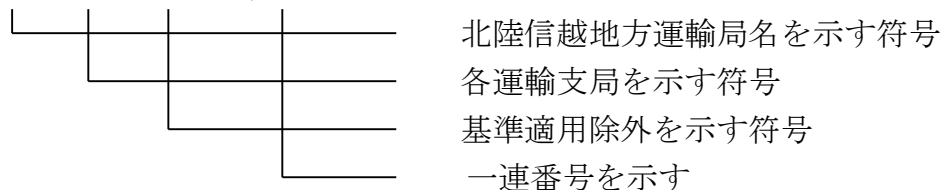
4. その他

- (1) 基準適用除外認定書に付す認定番号は、地方運輸局名を示す符号、各運輸支局を示す符号及び基準適用除外を示す符号並びに交付番号（一連番号とする。）の順に配列し、一括基準適用除外認定書にあつては、「北信一括適外」を冠した「90001」から始まる一連番号とする。

認定番号の例

(例) 新潟運輸支局で交付する場合

北信 新 適外 第1号



① 各運輸支局を示す符号

運輸支局名	符号	運輸支局名	符号
新潟運輸支局	新	石川運輸支局	石
長野運輸支局	長	富山運輸支局	富

なお、当該認定番号を付すにあたっては、「「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の細部取扱いについて」（平成19年2月6日付け北信技保第98号）により、すでに付された認定番号に引きつづき番号を付しても差し支えないものとする。

- (2) 基準適用除外認定した場合は、別紙2「移動円滑化基準適用除外認定台帳」にその都度記載する。

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条 項 認定要領	移 動 円 滑 化 基 準								
	第37条(乗降口)			第38条(床面)		第39条	第40条(通路)		第41条
	第1項 (踏み段の 色)	第2項第1号 (有効幅)	第2項第2号 (スロープ)	第1項 (高さ)	第2項 (材質)	(車いすス ペース)	第1項 (有効幅)	第2項 (手すりの間隔)	(運行情報提 供設備等)
第3(1)地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●		
第3(2)高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	
第3(3)幅2.1m以下等	×	●	●	◎	×	●	●		
第3(4)総重量5t以下等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎
第3(5)中古車	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第3(6)特別の事由	×				×				

※ ×は、基準適用除外を認めない項目
◎は、基準適用除外を認める項目
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目
空欄は、特別の事由がある自動車に限る。

別紙2

移動円滑化基準適用除外認定台帳

認定番号	認定年月日	申請者	車名・型式・車台番号	適用事項	適用除外条項	備考
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川
北信○適 外 第 号	平成 年 月 日			3(1)、(2) (3)、(4) (5)、(6)	37-1、37-2-1、37-2-2 38-1、38-2、39 40-1、40-2 41	新 潟 長 野 富 山 石 川

※ 適用事項は、認定要領の第3の各号を示す。

※ 適用除外条項は、移動円滑化基準の各条項を示す。